

平成 24 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 丸 紅 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 朝 田 照 男
(コード番号 8002 東証第1部)
(問合せ先) 広報部 報道課長 岩 島 弘 和
TEL : 03-3282-4803

訴訟の第一審判決に関するお知らせ

インドネシア最高裁裁判所において当社が勝訴した訴訟の判決について平成 23 年 3 月 22 日付でお知らせしましたが、当該訴訟と請求内容が同一であるものの別途提起された訴訟について、今般、第一審の判決言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容

A. グンスギ地方裁判所に提起された訴訟（以下、グンスギ訴訟といいます）

（1）訴訟の内容

損害賠償請求等

（2）訴訟を提起した者

① 名称：（インドネシアの企業グループ Sugar Group に属する企業）

PT. Indolampung Perkasa、PT. Sweet Indolampung、PT. Gula Putih

Mataram 及び PT. Indolampung Distillery

② 所 在 地：インドネシア

（3）被告

当社のほか Sugar Group の旧オーナーであるサリムグループ企業の役員などを含め合計 7 名

（4）損害賠償請求金額（他の被告と連帶債務にある請求）

6 億 5 千万 ドル

B. 南ジャカルタ地方裁判所に提起された訴訟（以下、南ジャカルタ訴訟といいます）

（1）訴訟の内容

損害賠償請求等

(2) 訴訟を提起した者

① 名称：（インドネシアの企業グループ Sugar Group に属する企業）

PT. Indolampung Perkasa、PT. Sweet Indolampung、PT. Gula Putih

Mataram、PT. Indolampung Distillery 及び PT. Garuda Pancaarta

② 所 在 地：インドネシア

(3) 被告

当社及び丸紅歐州会社のほか Sugar Group の旧オーナーであるサリムグループ企業などを含め合計 6 名

(4) 損害賠償請求金額（他の被告と連帶債務にある請求）

4 億 5 千万ドル

2. 判決の内容

それぞれの判決の主な内容は以下のとおりです。

A. グヌンスギ訴訟（判決言渡日：平成 23 年 12 月 27 日）

被告 7 名のうち当社を含む被告 5 名は連帶して原告らの損害合計 2 億 5 千万ドルを支払え。

B. 南ジャカルタ訴訟（判決言渡日：平成 24 年 3 月 21 日）

被告 6 名のうち当社及び丸紅歐州会社を含む被告 4 名は連帶して原告らの損害合計 2 億 5 千万ドルを支払え。

3. 今後の見通し

冒頭に記載のとおり、これらの訴訟は、過去にインドネシア最高裁判所において当社が勝訴した訴訟と同一内容の請求に関して、再び当社を提訴するのですが、Sugar Group の請求を一部とはいえ認容した今回の判決は、インドネシア最高裁判決と明らかに矛盾するものであり、不当なものと言わざるを得ません。従い、当社は高等裁判所に対して控訴し、これらの判決の不当性を肅々と明らかにする所存であります。

なお、当社の業績予想に変更はございません。

(ご参考) 平成 24 年 3 月期連結業績予想 (平成 23 年 10 月 31 日公表分)
及び平成 23 年 3 月期連結実績

(単位: 億円)

	売上高	営業利益	税引前 当期純利益	当社株主に帰属 する当期純利益
平成 24 年 3 月期 連結業績予想	100,000	1,700	2,650	1,700
平成 23 年 3 月期 連結実績	90,205	1,458	2,072	1,365

以 上